

# 徳島市教育委員会 学校における働き方改革プラン(第3期)

令和7年3月改定(令和7年4月実施)

徳島市教育委員会では、令和元年10月に「学校における働き方改革プラン」を、令和4年3月に「学校における働き方改革プラン(第2期)」を策定し、教職員一人一人が児童生徒と向き合う時間を十分確保するとともに、健康で生き生きと働くことにより質の高い教育を提供し続けることができるよう、学校・家庭・地域が一体となって働き方改革を推進して参りました。

この間、我々を取り巻く社会情勢は大きく変化し、学校においても、新たに様々な課題が発生したことにより、教職員に求められる業務や知識技能は、質・量ともに増大し、教員不足も深刻化しています。

そこで、令和6年3月に徳島県教育委員会で策定された「とくしまの学校における働き方改革プラン(第3期)」を受け、これまでの働き方を見直し、学校における働き方改革を更に推進するため、現行プランの成果と課題を踏まえた改定を行い、取組内容を進化・拡充させることといたしました。

今後、更なる業務の適正化と質的転換により、教職員が担うべき業務に専念できる環境を整備するとともに、教職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことのできる学校づくりを更に推進していきます。

**目的** 教職員がワーク・ライフ・バランスを整え、やりがいを持てる魅力的な職場環境を整備し、子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる学校づくりをめざします。

**目標** 時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロに  
時間外在校等時間が月45時間以内の教職員が全体の75%以上に

## 【働き方改革の普遍的取組】

- 1 校務デジタル化等の学校DXの推進
- 2 保護者・地域への理解促進

## 【4つの取組の柱】

- 1 タイムマネジメントの徹底
- 2 業務改善の更なる推進
- 3 外部人材等の積極的活用
- 4 部活動の適正化

## 【期待できる成果】

- ◎ 子どもと向き合う時間の確保
- ◎ 子どもの指導や支援に専念できる環境づくり
- ◎ 学校教育の質の維持・向上

**期間** 本プランは、令和7年度～9年度までの3年間とし、年度ごとにその達成状況を検証し、内容の改善を図ります。

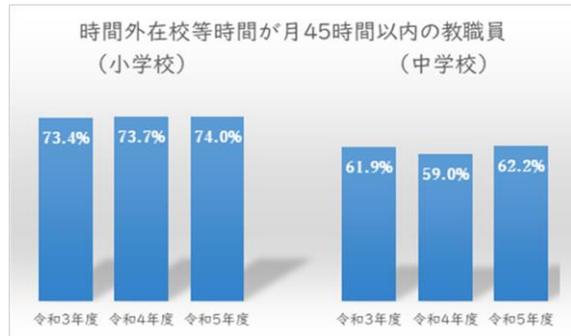
**対象** 徳島市立小・中学校の教職員を対象とします。

\*市立幼稚園・市立高等学校も本プランを適用し、それぞれの実態に応じて取組を推進します。

## 【 目標の達成状況 】

### 1 公立小中学校時間外在校等時間状況調査の結果から

**第1期・第2期目標**      時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロに  
時間外在校等時間が月45時間以内の教職員が全体の70%以上に



状況調査の結果から、小学校、中学校とも時間外在校等時間が80時間以上超過勤務している教職員が一定数いて、減少傾向にありません。一方45時間以内の教職員は、小学校は70%以上を達成し、微増しています。中学校は微増していますが、未達成です。

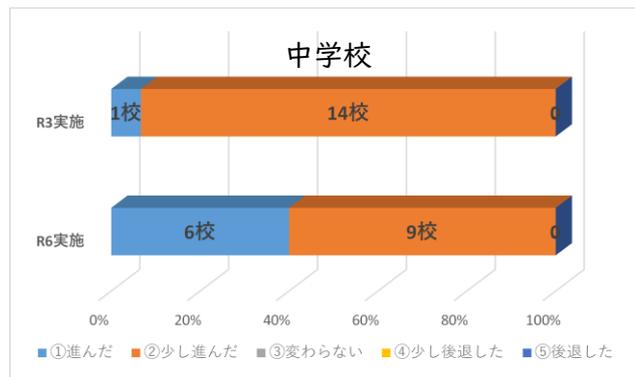
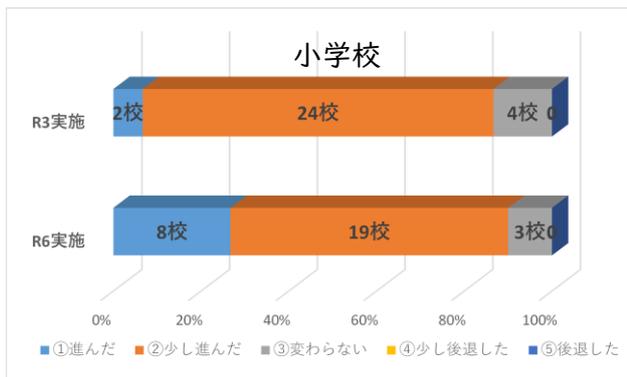
そこで、第3期プランでは、引き続き「時間外在校等時間が月80時間を超える教職員をゼロに」を目標とし、「時間外在校等時間が月45時間以内の教職員が全体の70%以上に」については、一定の成果があったととらえ、目標値を70%から75%に変更します。

### 2 「学校における働き方改革プラン」に関するアンケート調査結果から

10月、管内すべての小中学校45校にプラン改定に伴うアンケート調査を実施したところ、次のような結果が得られました。アンケート調査結果から、現プラン改定前と比較して、各校における様々な取組により一定の成果はあったと考えられますが、今後の更なる教職員の意識改革や業務改善の推進が求められています。

(1) 学校における働き方改革に対する教職員の意識改革は全体的に進んだと感じますか。

(選択肢:進んだ、少し進んだ、変わらない、少し後退した、後退した)



(2) 目標とする最終退校時刻(小:18時 中:19時)についてどう思いますか。

- ① 今のままでよい R3 実施(小:30校、中:14校) → R6実施(小:24校、中:11校)
- ② 変更してほしい R3 実施(小: 0校、中: 1校) → R6 実施(小: 6校、中: 4校)

【(各校からの変更案)小:17:30、18:30 中:18:00、18:30】

(3) 電話対応時間帯について(平日…小 7:30~18:00、中 7:30~19:00)

(長期休業期間中…小・中 8:30~16:30)

- ① 今のままでよい R3 実施(小:26校、中:13校) → R6 実施(小:22校、中:12校)
  - ② 変更してほしい R3 実施(小:4校、中:2校) → R6 実施(小:8校、中:3校)
- 【(各校からの変更案)小:7:30~17:30、8:00~17:00 中:7:30~18:30、季節による変動制】

(4) 学校閉庁日の期間について(原則として、8/12~8/15)

- ① 今のままでよい R3 実施(小:29校、中:15校) → R6 実施(小:30校、中:14校)
- ② 変更してほしい R3 実施(小:1校、中:0校) → R6 実施(小:0校、中:1校【増やす】)

(5) 時間外在校等時間の縮減に向けて、学校として何か取り組んでいますか。

- ① 取り組んでいる(小:28校、中:13校) ② 取り組んでいない(小:2校、中:2校)

(6) 具体的な取組について

【時間の意識付け】

- ・終業時刻にチャイムを鳴らし、その1時間後に音楽を流す
- ・閲覧板(校務支援システム)活用による職員会の時短
- ・働き方改革についての文書を職員室に掲示する
- ・退勤時刻の見える化(「カエル時間ボード」の設置)
- ・計画年休の推奨 ・簡易清掃日を設定
- ・タイマーをかけて、退校時間を早める呼びかけ

【業務の分担】

- ・管理職で対応可能な文書類は、担当までおろさずに可能な限り対応する
- ・学年団で業務を分担して行う
- ・校務の補助、校務分担の平等化
- ・時間外が増加傾向の教員には、要因となっている事柄に対し支援策を講じる
- ・教科担任制を授業時数の多い高学年に活用
- ・TTの有効活用による教員一人ひとりの負担軽減
- ・週ごとに必須業務を明示し、個人が過剰に負担しないようにする

【校務や授業のデジタル化】

- ・校務支援システムを活用した職員会・会議におけるペーパーレス化
- ・保護者配付物(学年便り等)のデータ送付
- ・欠席連絡等のデジタル連絡の活用
- ・校内版 教育 DX の推進
- ・ICTを活用した授業や教材開発
- ・各種アンケートのICT活用

【外部人材等の活用】

- ・事務作業の補助、スクールヘルパーの活用
- ・図書館業務軽減に向けて、図書サポーターを保護者に依頼
- ・スクールヘルパーに図書の整理を依頼

【時間の工夫や有効活用】

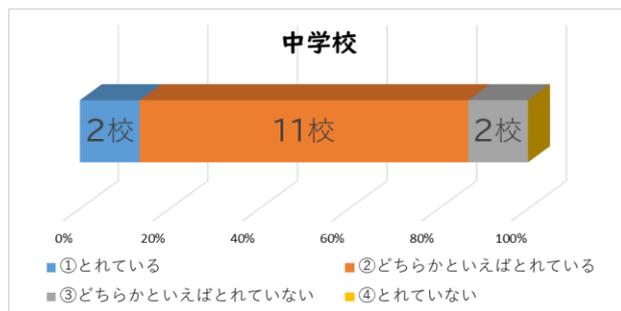
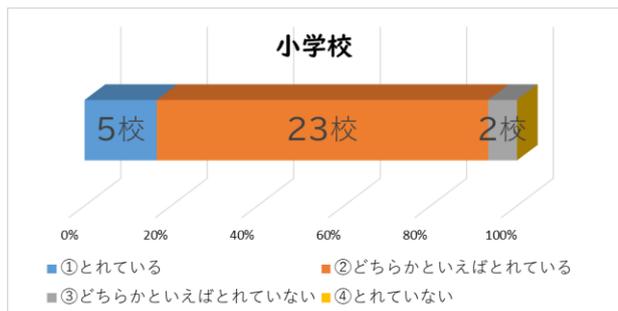
- ・部活指導を当番化して、生徒の活動時間を維持しながら教職員が交代制で部活動を指導できる体制づくり
- ・月に1回程度、研修日として、全校一斉に下校時間を早め、職員の事務作業や研修の時間を確保
- ・木曜日の下校時刻変更

【学校運営やPTA等の見直し】

- ・校内研修の精選 ・学校行事等の縮減
- ・PTA総会の書面開催の継続、組織・活動の見直し

(7) あなたの学校の教職員は全体的にみてワーク・ライフ・バランスがとれていますか。

(選択肢: ①とれている ②どちらかといえばとれている ③どちらかといえばとれていない ④とれていない)



(8) 「働き方改革プラン」の中で、効果的だった取組は何ですか。(複数回答可)

項目	小学校	中学校	合計	項目	小学校	中学校	合計
①最終退校時刻の設定	11	2	13	⑦「運動部・文化部活動の方針」の策定	1	6	7
②学校閉庁日の設定	28	14	42	⑧保護者・地域に向けて情報発信	14	9	23
③ICT 機器の環境整備	14	5	19	⑨変形労働時間制の環境整備	0	0	0
④電話対応時間帯の設定	27	12	39	⑩コミュニティ・スクールの活用促進	1	1	2
⑤学校業務支援システムの導入	21	7	28	⑪休日の部活動の段階的な地域移行	1	4	5
⑥外部人材等の活用	14	8	22				

(9) 今後学校における働き方改革をより一層進めていくために、どのような課題があると考えられますか。

【業務全般について】

- ・勤務時間外の登校指導や部活動指導 ・放課後の時間にゆとりがない ・メールの削減、印刷物の削減
- ・内容が似通った報告(国や県への調査等)をまとめるか減らす ・学校行事等の踏襲性が見直し
- ・朝の勤務態勢、勤務時刻は8:00~となっているが、この通りに全職員が来ると学校として成り立たない現実
- ・学校が対応する業務の多様化、複雑化
- ・業務量そのものを減らす
- ・連携体制の強化(校務等による個人の負担が大きくなるように)
- ・小、中規模校における校務分掌の大変さ、いくつもの校務が重なり、時間外にならざるを得ないことがある
- ・コミュニティ・スクールをうまく活用する ・地域の理解を得て行事の見直しや内容の改善を図る
- ・学校以外での様々な体育関係の発表会・記録会等があり体育主任の負担がとて大きい
- ・地域行事における職員の参加について学校と地域の間で調整が必要
- ・家庭や子育ての時間が大切にされるように、業務内容が就業時間内に収まるように精選されなければならない
- ・市の研究会等の日程や回数の見直し
- ・(小学校部活動)練習時間の削減、活動規模の縮小、指導者不足、外部指導者の導入、地域移行を進める
- ・部活動を学校から離す、部活動の地域移行の推進、学校外の業務、協会の仕事などを教員にさせない

【教職員人員について】

- ・全体的に教職員の数が足りていない
- ・年度途中で臨時教員(病休補充等)が少ない
- ・養護教諭等一人職の支援をしなくてはいけない 養護教諭が潰れると学校は運営できない
- ・養護教諭をサポートする人材派遣の仕組みの設立
- ・人員にゆとりがない もう少し余裕のある教職員数の配置
- ・教員定数を増やすことで一人あたりの仕事量をさらに平準化する
- ・外部人材の活用(スクールヘルパーや支援員、スクールサポートスタッフ等)

【教育のデジタル化について】

- ・教育 DX の環境整備
- ・ICTを有効活用した業務改善

【その他】

- ・多様な働き方への対応不足
- ・働き方改革への地域や保護者等の理解
- ・一部の人間が早く帰るのではなく、全体として少しずつ早く帰れるような取り組みを推し進めること
- ・教員のモチベーション低下

※アンケートの自由記述から抜粋

## □ 目標とする最終退校時刻の設定

教職員が退校時刻を意識して、効率的に業務を進めることができるよう原則として、次のように目標とする最終退校時刻を設定します。

○小学校・・・午後5時30分

○中学校・・・午後6時30分

※緊急の生徒指導事案や進路指導関係等については、学校の実情に応じて臨機応変な対応とします。

## □ 夏季休業期間中の「学校閉庁日」の設定

夏季休業期間中に、年休等の積極的な休暇取得を促進するため、令和2年度より「学校閉庁日」を設けています。期間は、毎年8月12日～15日とし、日直を置かず、対外的な業務（電話・来校対応等）を行わないものとします。また、原則として、児童生徒を登校させず、部活動は休養日とします。ただし、勤務日の扱いとなるため、閉庁期間中の勤務を禁ずるものではありません。

## □ 出退勤管理システムの活用

令和3年度より導入された出退勤管理システムを活用しています。このシステムを活用することで、毎日の出勤時刻や退勤時刻が自動的に記録されるとともに、学校で集約する場合も簡易な手続きで行われることから、学校事務業務の軽減を図っていきます。

## □ 週1回以上のノー残業デー（教職員定時退校日）の実施

残業せず退校する日を週1回以上、各学校や各個人で設定し、教職員のワーク・ライフ・バランスを整え、教職員が健康で効率的に業務に取り組むことができる職場環境づくりを進めます。

## □ 休暇を取りやすい環境整備

市教委では、夏季休業期間の研修等を見直すとともに、規則等の整備を行ってきました。今後更に、年次有給休暇等の取得促進に向け、教職員への啓発を行うとともに、効果的な取組事例を紹介するなど、休暇を取りやすい環境整備に努めます。

## 2 業務改善の更なる推進

### □ 校務の効率化・省力化の推進

「学校業務支援システム」を活用し、業務の効率化と児童生徒一人一人に向き合う時間の確保により、教育の質の向上を図ります。また、市教委主催の研修や学校への調査・照会を精選するとともに、教員の業務を支援するスクールヘルパーを学校に派遣することで、業務の削減や役割分担の適正化を図っていきます。

### □ クラウドツールの活用促進

「グループウェア」による掲示板やメールシステム等の活用に加え、学校・保護者・教育委員会間における連絡手段のデジタル化を進めることで利便性の向上とペーパーレス化の推進を図ります。

### □ 教育用ICT環境の整備

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るため、児童生徒用タブレット端末や教育用パソコン・電子黒板等を整備し、学習者用デジタル教科書や授業支援ソフト等を容易にかつ効率的に活用でき、多様な学習に柔軟に対応できるICT環境の整備に努めています。

### □ 学校対応(電話・来校)時間帯の設定

勤務時間の適正化を図るため、学校の勤務時間外に対応する時間帯を設定しています。引き続き保護者や地域の理解と協力を得られるよう努めていきます。

#### 【電話・来校対応時間帯】

◇平日(月～金)	小学校：午前7時30分から午後5時30分まで 中学校：午前7時30分から午後6時30分まで
◇長期休業期間中	小・中：午前8時30分から午後4時30分まで

※今年度より、目標とする最終退校時刻を変更するのに伴い、平日の対応時間を30分繰り上げます。

※土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)・学校閉庁日(8/12～8/15)は除きます。

ただし、授業や学校行事等を実施する場合は、平日と同様とします。

※教職員の勤務時間終了後、電話・来校対応時間帯の前に全教職員が退校する場合があります。

※小中学校教職員の勤務時間は概ね8時00分～16時45分(学校によって時間は前後)となります。

※対応品質の向上を図ることを目的とし、電話機への通話録音機能設置・整備を順次進めます。

### 3 外部人材等の積極的活用

#### □ 専門スタッフの配置促進と教育相談体制の強化

徳島市教育委員会では、学習指導をはじめ、生徒指導や特別支援教育等の充実のために、個に応じた支援を行う学校支援助教員や心理福祉等の専門家等、専門スタッフやボランティアを配置・派遣しています。

新たに、管理職や教員の業務を支援するスタッフを派遣しています。また、部活動指導員の配置促進にも努めています。

#### 《配置・派遣している専門スタッフ》(予定)

- ・学校支援助教員(小・中学校)
- ・学校支援ボランティア(小・中学校)
- ・スクールカウンセラー(中学校、拠点校方式で小学校)
- ・スクールソーシャルワーカー(小・中学校)
- ・教育相談員(小・中学校)
- ・外国語教育サポーター(小学校)
- ・外国語指導助手(ALT)(小・中学校)
- ・学習支援ボランティア(小・中学校)
- ・学校図書館サポーター(小・中学校)
- ・ICT支援員(小・中学校)
- ・学びサポーター(小・中学校)
- ・部活動指導員(中学校)
- ・帰国外国人児童生徒トータルサポート事業日本語講師(小・中学校)
- ・スクールヘルパー(小・中学校)
- ・副校長・教頭マネジメント支援員(小・中学校)
- ・校内教育支援センター支援員(小・中学校)

※複雑化・多様化する学校現場の様々な問題について、教職員が抱え込むことのないよう、教育委員会内に「学校問題解決支援コーディネーター(仮称)」を配置し、組織として課題解決に取り組み、専門スタッフ等と連携・協働する体制の整備を図ります。

#### □ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の活用促進

学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の活用を促進します。そして、多様な地域人材等を活用し、登下校時の見守り活動や、放課後等の校区内の見回り活動、清掃活動や調理実習の補助等、地域人材等の積極的な活用を促進します。

## 4 部活動の適正化

### □「徳島市立学校における部活動の方針」の策定と推進

令和5年4月、県の「部活動の在り方に関する方針（令和5年4月）」を踏まえ、運動部と文化部の両方に対応した「徳島市立学校における部活動の方針」を策定しました。管内すべての中学校において、「学校の部活動に係る活動方針」の策定とホームページ等による公表が行われています。

教職員の勤務負担の軽減だけでなく、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点から、部活動の休養日を拡大していく必要があります。方針の中にある「適切な休養日等の設定」、「活動時間の設定」等の周知徹底に努め、各中学校での完全実施に向けて、部活動の適正化をさらに推進していきます。なお、小学校及び高等学校についても、原則として本方針を適用することとしています。

#### 方針の主な内容

##### 【適切な休養日等の設定】

- ・学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。
- ・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・長期休業日中について学期中の休養日に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

##### 【活動時間の設定】

- ・1日の練習時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- ・早朝練習については、放課後の練習が充分確保できる場合は、原則として行わないこととする。

##### 【指導・運営に係る体制の構築】

- ・生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

### □ 各連盟や各競技団体等との連携・協力

学校の運動部及び文化部が参加する大会等については、県や他市町村と連携をとりながら、生徒や顧問の過度の負担とならないよう大会数や運営方法の見直しなど、協力を依頼していきます。

### □ 休日の部活動の段階的な地域移行（地域連携）

学校の働き方改革を推進するとともに、生徒の継続的で質の高い多様なスポーツ・文化芸術活動の機会確保及び地域移行（地域連携）に向けた体制構築や持続可能な活動の環境整備のため、モデル事業を実施しています。

令和6年度、運動部活動では、国の「休日の地域スポーツクラブ活動体制整備事業」を活用し、市スポーツ協会と連携して、体験教室（6競技・年1～3回）と卓球教室（年12回以上）を実施しています。文化部活動では、「地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業」を4校で実施、さらに、人材バンクによる講師の派遣を2校で実施しています。今後も、国・県の動向を把握し、関係諸機関との連携を図り、取組を進めていきます。